



災害廃棄物処理 初動対応マニュアル

がんばるけん！

くまもとけん！



令和8年3月

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

1 災害廃棄物処理の重要性

(1)災害廃棄物とは

(2)初動対応と平時からの備えの重要性

2 主な初動対応

(1)仮設トイレの設置・し尿処理

(2)生活ごみ・避難所ごみの収集・処理

(3)仮置場の設置・運営

3 その他、留意事項

4 災害時支援協定

1 災害廃棄物対策の重要性

(1) 災害廃棄物とは

(2) 初動対応と平時からの備えの重要性

(1) 災害廃棄物とは

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」(環境省「災害廃棄物対策指針」[用語の定義])

■ 自然災害に直接起因

豪雨、台風、高潮、地震、津波など

■ 市区町村等が処理を実施

「災害廃棄物 = 一般廃棄物」 ⇒ 市町村に処理責任がある

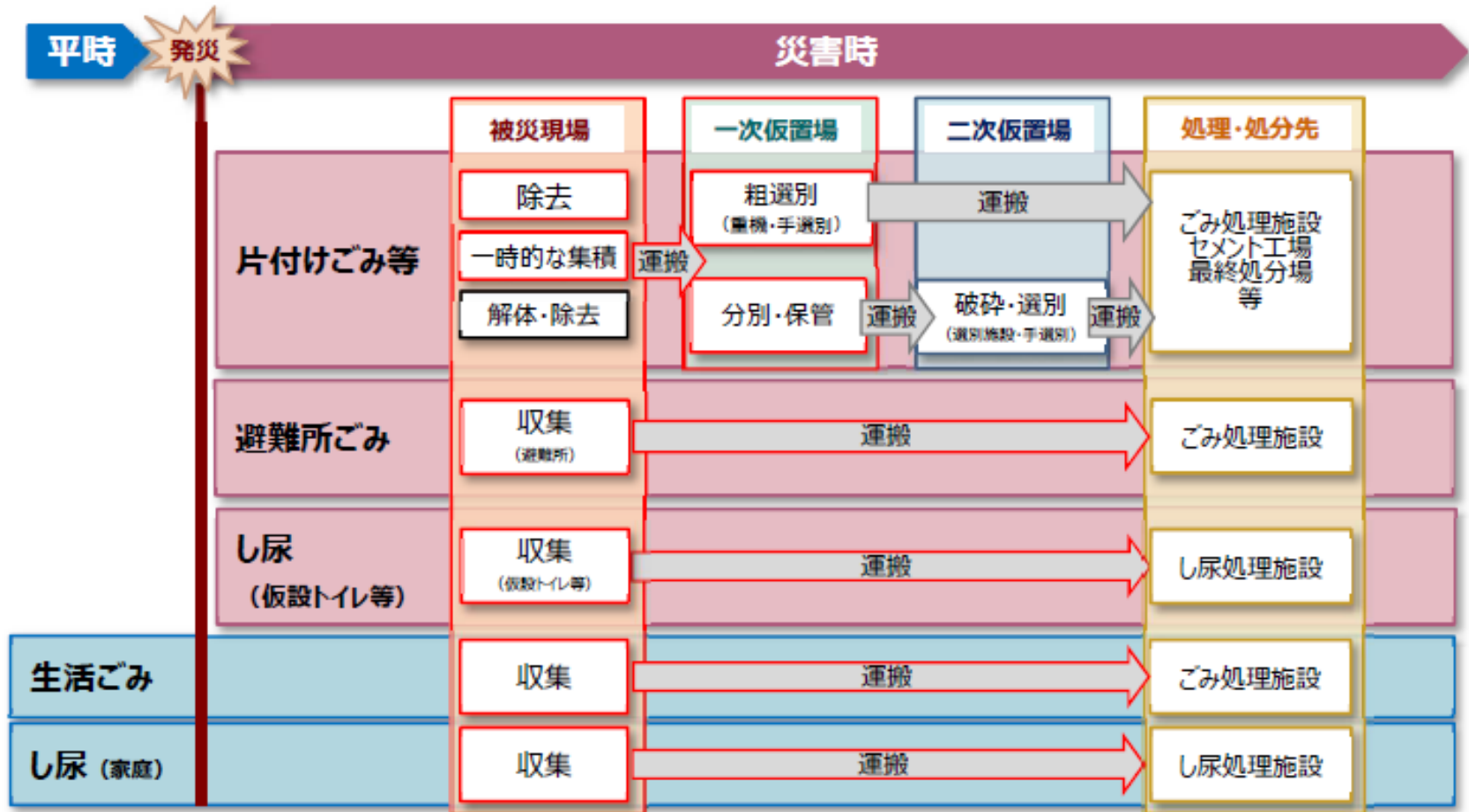
【災害発生時に処理が必要な廃棄物】

- ・生活ごみ
- ・避難所ごみ(避難所から排出されるごみ)
- ・災害廃棄物(片付けごみ、解体廃棄物等)
- ・仮設トイレのし尿

災害等廃棄物処理
事業費補助金の対象外

災害時に発生する一般廃棄物

災害時には大量かつ様々な性状の廃棄物を短期間で処理しなくてはならない。



災害時に発生する一般廃棄物と処理

(出典: 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き(R3.3改定)環境省から)

熊本地震で発生した災害廃棄物①



木くず
(家具、柱、梁、水害による流木など)



コンクリートがら
(ブロック塀、建物の基礎など)



廃瓦
(セメント瓦、焼瓦など)



金属くず

熊本地震で発生した災害廃棄物②



ガラス・陶磁器くず



廃家電



石膏ボード
(建物の壁材など)

(注)良くない
置き方



危険物・処理困難物
(ガスボンベ、太陽光パネルなど)

令和2年7月豪雨で発生した災害廃棄物



浸水した家具類



浸水した畳



土砂が付着した廃家電



土砂混じりがれき
※ 土砂とがれき(廃棄物)の分別作業

地震と水害・津波で発生する災害廃棄物の特徴

項目	地震	水害・津波
発生しやすい廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦、ブロック塀、茶わん、ガラス(落下等により破損したもの) ・規模が大きい場合は損壊家屋等の解体によって生じるがれき類(コンクリートがら、廃瓦、木材、金属等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水につかった家財類(家具、布団、畳、ソファ等) ・土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物(土砂混じりがれき)
廃棄物の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の付着は比較的少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂が付着している ・水にぬれ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い
排出のされ方	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けに伴うごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される ・解体に伴うごみは個々の家屋等の解体時に順次排出される 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、水が引き片付けが始まると一斉に排出される ・水に浸かり搬出し難いため、被災現場の近隣に排出されることが多い

大規模災害時において、 なぜ災害廃棄物の処理が重要なのか？

①住居等の被災により、被災者は避難所や仮設住宅等での生活を強いられる



②ごみの片付け、被災家屋の補修(解体)が進まないと、被災者は、生活再建のステージに進めない！



③災害廃棄物の処理が復旧・復興の第一歩となる！

**災害廃棄物の円滑な処理が、復旧・復興を
加速化！**

(2) 初動対応と平時からの備えの重要性



仮置場が決まっておらず、収集・処理体制の準備等が不十分な状態で、家の前にごみを出すよう住民に周知した結果、道路や鉄道の高架下にまでごみが置かれた。(“ごみのごみを呼ぶ”状態)

**適切な初動対応がその後の流れを決める！
“先手必勝”**

熊本地震において災害廃棄物を2年以内に処理できた要因

関係団体との連携

- ・廃棄物の収集・運搬・処理、仮設トイレやし尿処理等に係る災害時の**支援協定を関係団体と事前に締結**していたことで、初動対応が比較的スムーズに実施。
- ・被災家屋の解体や廃棄物の処理を進める中で発生する様々な課題に対して、**関係団体との協議・調整**を行い、また、**関係団体の支援**により処理が加速化。

災害廃棄物処理計画の策定と他県や環境省の支援

- ・**「熊本県災害廃棄物処理計画」を、地震の直前(平成28年3月)に策定**
- ・宮城県など**東日本大震災の経験自治体や環境省**から、現在必要となる情報に加え、一歩先に必要となる情報や資料(電子データを含む)が提供され、円滑に業務を進めることができた。

**平時からの関係団体との連携と
災害時の備え(計画や受援体制)が重要！**

2 主な初動対応

(1) 仮設トイレの設置・し尿処理

(2) 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理

(3) 仮置場の開設

(1) 仮設トイレの設置・し尿処理

発災直後の避難所



住民が一度に多数避難したため、施設のトイレや仮設トイレが不足

基本的な対応の流れ

STEP1

避難所の開設に伴う
仮設トイレの必要数の
把握

- ・仮設トイレの手配について、防災担当部局（災害対策本部）、下水道担当部局、廃棄物担当部局など、事前に担当部局を決定しておき、災害時は窓口を一本化して対応
 - ・必要基数を50人当たり1基（発災当初）、女性と男性の割合が3:1（※）を目安に準備
- ※避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（R6.12改定）（内閣府）より

STEP2

仮設トイレの
手配・設置

- ・備蓄の活用、地元業者等からのレンタルや熊本県環境事業団体連合会との支援協定に基づく手配
- ・設置場所／数量／和式・洋式の別を添えて支援を要請

STEP3

仮設トイレの管理
汲み取り（収集運搬）

- ・管理体制（汲み取り頻度・衛生管理など）を早期に決定する。
- ・様々なタイプのものがあるため、使用方法等について避難者への周知が必要。
- ・収集運搬車両が不足する場合は、近隣市町村や支援協定に基づく支援を要請する。

STEP4

し尿の処理

- ・平時に処分しているし尿処理施設が被災している場合は、近隣市町村のし尿処理施設での処理を依頼する。
- ※熊本地震では、マンホールへの直接投入の事例有り

令和2年7月豪雨における対応と課題 ～仮設トイレの設置～

《ニーズに合わせた仮設トイレの設置》

- **避難所以外**（住宅地等）にも仮設トイレを設置。

注）避難所以外への設置は
災害救助法の補助対象外

👉 **在宅避難者**（※）、**片付けを行う被災者・ボランティア**等が利用。

※浸水によりトイレが使用不能となった家屋等も多かった。

- 高齢者が多い避難所には**多目的トイレ**を設置。



↑の多目的トイレは民間団体からの支援物資

《今後の災害に備えた課題》

- 仮設トイレは「**和式トイレ**」が多く、**高齢者等が利用できない**ことがあった。

👉 仮設トイレの支援要請を行う際は「**和式**」「**洋式**」の別も要請、**「洋式トイレ」を一定数確保**するよう留意する。

(2) 生活ごみ・片付けごみの収集・処理

熊本地震発災直後のごみステーション(熊本市)



道路上に集積された生活ごみ(可燃、不燃)、
片付けごみ(家電、家具)
(※熊本市は約2万箇所)



基本的な対応の流れ

「生活ごみ」とは、平時にステーション回収をしている可燃ごみや資源ごみをいい、仮置場に持ち込むいわゆる「片付けごみ」と区分している。

※熊本地震の際、発災当初、片付けごみも生活ごみと併せて、ステーション回収を行った事例もある。(熊本市など)

STEP1

回収方法の決定
住民への周知

- ・平時よりもごみの量が増加することを踏まえ、回収日や品目などのルールを決める。
- ・住民に対し、ステーション回収するごみと仮置場へ持ち込むべきごみとの区別等について、明確に示すことが重要

STEP2

収集・運搬

- ・平時の収集体制(直営・委託)での収集が可能か(パッカー車が足りるか)を確認する。
- ・難しい場合は、近隣自治体への支援依頼や熊本県清掃事業協同組合との支援協定に基づく支援要請を行う。

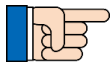
STEP3

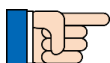
処理

- ・平時に処分している処理施設(焼却施設等)が被災している場合は、近隣の処理施設等での処理を依頼する。
- ・事前に、近隣施設と被災時の受入れについて協議しておくなど、平時の関係づくりが重要。

住民への周知

■ **分別を徹底**することが災害廃棄物の適正かつ迅速な処理につながるため、分別方法や仮置場の場所・配置等をできる限り早期に住民へ周知することが重要。

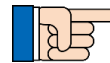
 平時の段階で「災害時でも分別が必要なこと」、「仮置場への搬入方法」、「仮置場で受け入れない品目」を周知しておくことが重要

 地震の場合は、余震等がおさまってから屋内を片付けるが、水害の場合は、水が引いたらすぐに片付けがはじまり、災害廃棄物が排出されるため、迅速な周知・対応が必要。

【周知する項目例】

- ・分別方法(可能な限り平時の分別を基本とする)
- ・収集方法
- ・仮置場の案内図、持込禁止品目、災害廃棄物であることの証明方法(罹災証明書等) など

■ 周知手法としては、チラシ(回覧、地区掲示板、ゴミステーションでの掲示)、避難所での掲示、防災行政無線、ホームページ、SNS、新聞等が考えられる。

 可能な限り紙媒体での周知を心掛ける。(音声媒体だと、情報が一過性のものになり、混乱が生じる可能性がある)高齢世帯には特に配慮が必要。

平時からの住民への周知の例(西原村・ごみカレンダー)

災害廃棄物の出し方

地震災害・豪雨災害・台風災害が発生した場合、西原村では災害廃棄物仮置き場を開設します。開設情報は防災無線、役場ホームページ並びに広報臨時号でお知らせします。下記注意事項を守って被災した家財等を搬入してください。



注意事項

仮置き場の場所

西原村村民グラウンド

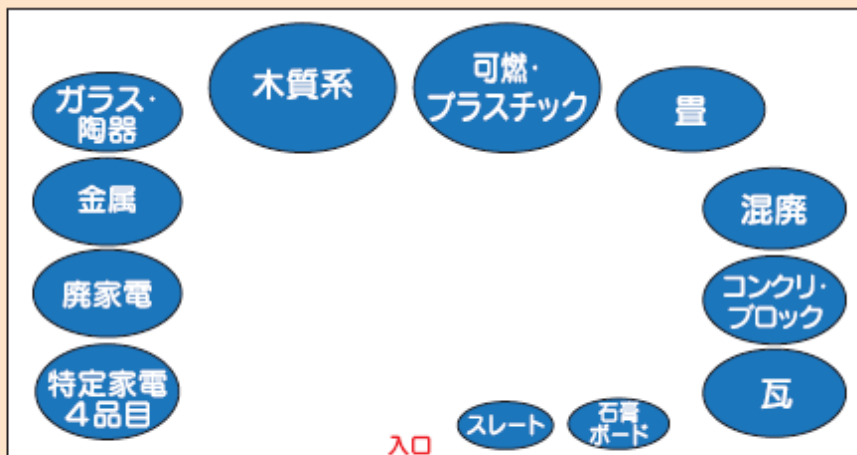
※被害の規模により開設場所を変更する場合がありますので開設情報をご確認ください。

受け入れ品目(基本型)

瓦、コンクリート、ブロック、畳、可燃物・プラスチック、木質系廃棄物、ガラス、陶器、金属、廃家電、特定家電4品目、石膏ボード、スレート、その他

※仮置き場での分別にご協力ください。分別を実践することで、リサイクル率の向上と、処理費の抑制につながります。※災害の種類や規模、搬入時期により分別品目を細分化する場合があります。ご協力をお願いします。

●災害ごみ仮置き場見取り図及び分別品目(基本型)



村道

村道

西原村村民グラウンド



平時からの住民への周知の例 (御船町「災害時のごみ出しハンドブック」を全世帯に配布)

まずはここから 災害ではどんなごみが発生するの？

災害時のごみは、大きく2つに分類します。

災害が起こると「災害廃棄物(片づけごみ・がれき)」が大量に発生します。また、家庭からは日々の「生活ごみ」が発生します。

生活ごみ	災害廃棄物
<p>燃やすごみ</p> <p>生ごみなど燃えるもの 携帯トイレなどで固形化した「し尿」</p> <p>資源物</p> <p>あき缶・あきびん・ペットボトル 紙・乾電池など</p>	<p>片づけごみ</p> <p>壊れたり、水に浸ったりして 使えなくなった家具・家電・量 災害で発生した「粗大ごみ」など</p> <p>がれき</p> <p>壊れた家屋、建物から発生する 木くず、コンクリートなど</p> <p>※事業所内で発生した災害廃棄物は、 仮置場に仮入れできません。</p>
<p>②ページ ごみ出しルール 【生活ごみ編】へ</p>	<p>③～⑤ページ ごみ出しルール 【災害廃棄物編】へ</p>

① 実際の被災状況により、このハンドブックと取り扱いが異なる場合があります。被災後は、町の広報(情報発信)にしたがってごみ出しを行ってください。

災害時のごみ出しルール 生活ごみ編

燃やすごみ(生ごみなど燃えるもの) 資源物(あき缶、あきびん、ペットボトル、紙など)

Point 1
「燃やすごみ」を優先回収！早期に収集を再開します。
燃やすごみ(腐敗する生ごみ、携帯トイレの固形化物など)は、**暴発の発生を防ぐため、災害発生後3日以内の収集再開を目標とします。**
町の広報(情報発信)を確認後、**いつも「燃やすごみ」を出す場所**に捨ててください。
※分別を徹底して「燃やすごみ」の量をできるだけ減らしてください。
※熊本地震(2016年)の際には、近隣自治体(焼却施設)の協力により被災後3～4日後に収集を再開しています。

Point 2
「資源物は原則自宅で保管」をお願いします。
資源物(ペットボトル、びん、缶、紙、電池など)は、**収集体制が整うまでご自宅で保管してください。**
町は資源物回収の準備を行い、回収再開について広報します。
燃やすごみ優先回収のためにご協力をお願いします。
※熊本地震(2016年)の際には、1か月程度、資源物回収を中止しています。

Point 3
注意！生活ごみ
仮置場の適正な運営の

ごみを出す前に

災害の規模に
焦らず、
町の広報

災害時には、船舶甲壳クレーンセンター
があります。※施設の被災状況、復旧

災害時のごみ出しルール 災害廃棄物編

片づけごみ(壊れた粗大ごみ) がれき(木くず、コンクリートなど)

Point 1
仮置場の情報を、町の広報で確認しましょう。
大規模な災害が発生した場合は、**仮置場の場所・受付時間・分別方法**などを**町の広報(情報発信)**でお知らせしますので、確認してから持ち込んでください。
仮置場は、**被災後4日以内を目標に設置し**、受入を開始します。

Point 2
いつものごみ出し場所や、道路、空地に出さないこと。
生活環境の悪化を防ぐため、道路や空き地など、**町が指定した仮置場以外の場所には絶対に出さないでください。**町が管理していない場所のごみの処分には、多大な時間と労力を要し、復旧の妨げになります。また、状況によっては、不法投棄とみなされることもあります。

Point 3
分別して車に積み込み、仮置場に持ち込みましょう。
分別せずに車に混載した場合、荷降ろしに時間がかかり、**仮置場周辺の渋滞につながりますので、必ず分別して持ち込みましょう。**状況によっては、「単品持込(⇒4ページ)」をお願いする可能性があります。

Point 4
「生活ごみ」や「危険物」は、仮置場には出せません。
仮置場で受入できないごみがあります。
詳しくは、町の広報でお知らせします。

「災害時こそ」分別が必要で
仮置場で集積したごみは、品目によってその後の処理方法(再資源化、焼却、埋立など)が異なります。
近年各地で発生した災害では、分別が徹底されなかったことにより、処理が大幅に遅れ、仮置場の閉鎖・復旧までに数年間かかった事例もあります。
また、分別して仮置場に持ち込むことで、スムーズに荷降ろしができるため、渋滞を抑制できます。
仮置場周辺にお住いの人への影響を最小限にするために、ひとり一人の分別・心掛けが大切です。

③ 実際の被災状況により、このハンドブックと取り扱いが異なる場合があります。被災後は、町の広報(情報発信)にしたがってごみ出しを行ってください。

御船町 大きな災害時の
災害廃棄物処理
ごみ出しハンドブック

保存版
2024年5月発行

ごみ出しから
始まる
復旧と
復興

備えること

伝えること

地震や風水害の後には、いつものごみに加え、大量の災害廃棄物が発生します。ごみの片付けや、被災家屋の修繕(解体)が進まない、被災者は生活再建のステージに進めません。また、災害廃棄物を集める仮置場の周辺では、被災した人びとが生活をしています。災害廃棄物を一日も早く処理し、日常生活を取り戻すために、町民の皆様「ご」知ってあげていただきたいこと、ご協力をお願いしたいことをまとめました。

【このハンドブックの取り扱い】
大きな災害への備えとして、災害のない平常時に、基本的なごみ出し方法をこのハンドブックで確認しておきましょう。
実際に災害が発生した場合は、町の広報(情報発信)を確認したうえで、従ってごみ出しを行ってください。
※実際の被災状況により、このハンドブックと取り扱いが異なる場合があります。

仮置場のイメージ 持ち込みの方法

仮置場内では、受付した車両を一方通行で誘導し、原則として持込者が荷降ろしをします。
ごみは品目ごとに分別した状態で持ち込んでください。
※実際の分別品目や配置は、災害の規模や被災状況などで変わります。

仮置場のイメージ

※状況によって品目や配置が変わります。

ガラス陶器 プラ類 木くず 木製家具 コンクリート
石膏ボード テレビ エアコン 冷蔵庫 洗濯機
ソファ マットレス 畳 布団 金属くず

車両から荷降ろしする時間を短縮しましょう。

車にごみを積み込む時から分別しておくことで、仮置場で荷降ろしする時間を大幅に短縮することができます。
特に、仮置場開設後の2週間程度は大変な混雑・渋滞が予測されます。
持ち込みする人が分別を徹底することで、渋滞を回避することに繋がります。

合言葉は
混ざれば遅い・
分ければ早い！

「単品持込」にご協力をお願いします。

単品持込とは、分別品目1種類のみを車両に積み込んで仮置場に持ち込むことです。
令和2年7月豪雨災害において、人吉市で取り入れられた方法で、「単品持込」車両の受入を優先することで、荷降ろし時間の短縮や、渋滞の解消に大きな効果を発揮しました。
町でも、状況によって「単品持込」をお願いし、「単品持込車両を優先」して受入れする場合があります。
単品持込は、ご住所・地域で協力し合うこと、より効果的です。普段から仮置場のごみ出し対策について関心を持ち、話し合いをしておくことが重要です。

④ 災害時には、船舶甲壳クレーンセンター(ごみ焼却場)での自己搬入受入を一時中止とする場合があります。※施設の被災状況、復旧作業への支障を考慮するため。

令和2年7月豪雨における対応 ～非管理仮置場対策の徹底～

《浸水した畳、家具等》

- ・ 浸水による重量増加、家具等の大型廃棄物の発生
- ・ コロナ禍におけるボランティアの不足
- ・ 道路脇、近隣の空き地などへの搬出

非管理の仮置場(いわゆる「勝手仮置場」)が発生！

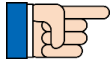


① 排出された片付けごみ、生活ごみの迅速な処理

- 自衛隊等と連携した大型ごみの分別・収集支援。
- 県内外自治体の支援を受け、収集・運搬体制を強化。

② 路上や空地等への排出を防ぐ

- 片付けごみ・土砂混じりがれきの搬出・収集・運搬の民間委託により、搬出困難者(高齢者世帯等)を支援
- 仮置場を迅速に設置し、片付けごみの受入体制を整備。

 非管理仮置場の放置すると“ごみがごみを呼ぶ”状態に。
「迅速な処理」と「発生抑制」が重要！



大型災害ごみ一掃作戦(人吉市)

令和2年7月豪雨を踏まえた初動対応（重点的な対策）

- 腐敗性の生活ごみ（食品残さ等）は、優先的な収集・処理が必要
- 片付けごみの搬出は被災者自らが実施することが原則だが、『非管理仮置場の解消など、**迅速な対応が必要**な場合』
『高齢者や搬出車両がない方など、**搬出困難者への支援**』
については、市町村による対応も検討が必要。

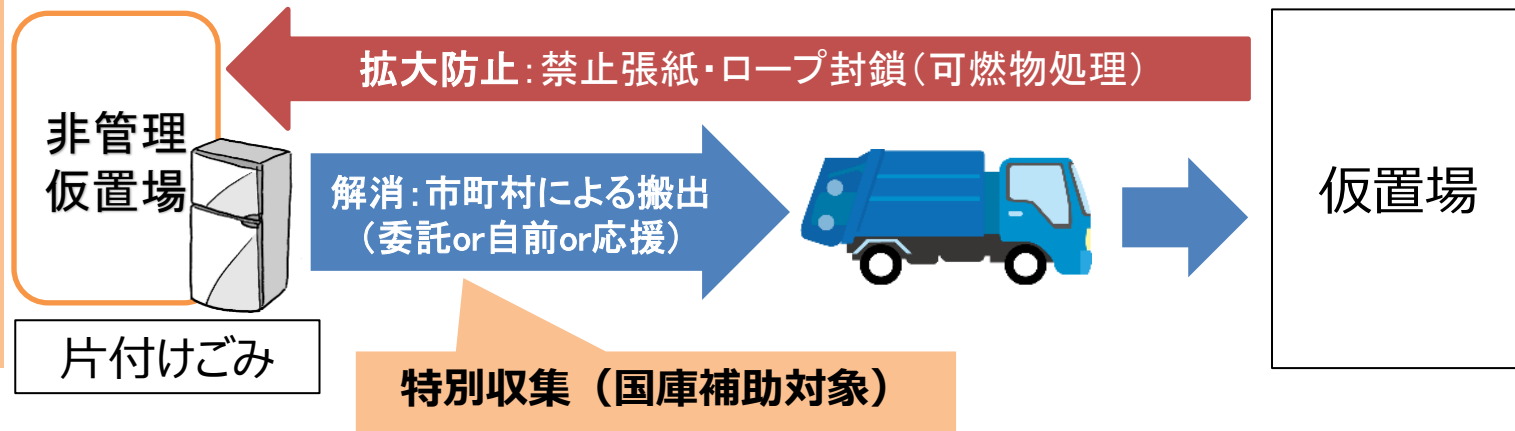
可燃物が腐敗しないよう優先的に収集・処理

① 可燃物の 早期処理 (腐敗防止)



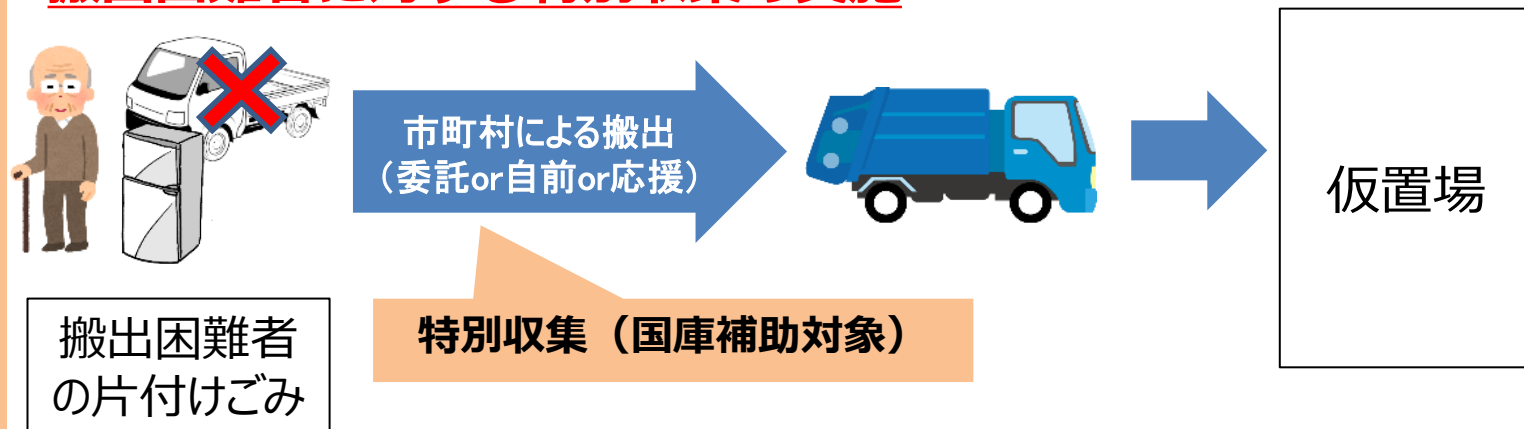
非管理仮置場の解消、拡大防止

② 非管理の仮置場解消



搬出困難者に対する特別収集の実施

③ 搬出困難者の支援



(3) 仮置場の設置・運営

熊本地震における発災当初の仮置場

住民に対する分別搬入の周知や仮置場の管理者、誘導員等の配置が困難であったため、混合廃棄物の状態で搬入された



搬入を待つ車両の長い列



処理困難物(消火器・塗料等)

基本的な対応の流れ

STEP1

設置の判断 設置場所の選定

- ・ **仮設住宅用地との競合**により難航するケースも多いため、平時からの十分な調整が必要。
- ・ 候補地選定のポイントについては、P29、30参照。
- ・ 仮置場の管理運営を委託する場合は、**事前に地域内の一廃処理事業者や熊本県産業資源循環協会に候補地として適切なものかどうか意見を聞く。**

STEP2

搬入ルール等の決定 人員の確保 住民への周知

- ・ 受入（分別）品目、場内レイアウトを決定（P42参照）。
- ・ 特に開設直後は、**交通誘導や分別指導のために、かなりの人数が必要となる**ため、業務委託等を活用するなど**人員の確保**が必要（P31参照）。
- ・ 住民への周知は可能な限り早期に行う。

STEP3

開設 管理・運営

- ・ 過去災害において、事業者による支援の有無で仮置場の運営に大きな差が生じた事例もあり、**災害の規模が大きい場合は、仮置場の管理運営を事業者（地域内の一廃処理事業者や熊本県産業資源循環協会との支援要請に基づく要請等）への委託を念頭に置く**必要あり（P38～41参照）。
- ・ 処理終了後に土壤汚染が問題になることがあるため、**開設前に土壤採取**をしておく（この時点では分析は不要）。

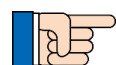
STEP4

搬出・処理

- ・ 搬出先の調整や収集運搬については、支援協定等に基づき、事業者の協力を得て実施。
- ・ 市町村においても、廃掃法に基づく**処理先の（現地）確認**や、**区域外処分に係る通知・事前協議等**の事務が必要。

《仮置場候補地の選定》

■ **浸水被害**や**他用途への利用**により、災害廃棄物処理計画における候補地が使用できず、**発災後に仮置場を確保する必要**が生じた。

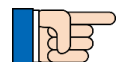


・地震、風水害など**様々な災害を想定した候補地を選定**する。

・災害の規模や被災状況によっては候補地が他用途に利用されることもあるため、**複数の候補地を選定**する。

《仮置場開設の準備不足》

■ 仮置場設置を急ぐあまり、事前準備が不十分なまま開設。交通渋滞など混乱が生じ、仮置場の一時閉鎖・レイアウト見直し等が必要となった。



・平時から、**仮置場レイアウト**や**開設時の準備作業**（敷鉄板、重機進入路確保など）、**分別ルールの周知方法**、**交通渋滞対策**などの運営方針を検討しておく。

・検討の際、仮置場の運営・管理を担う**廃棄物処理事業者と情報共有・事前協議（現地確認を含む）**を行っておくことで、発災時のスムーズな設置・運営につながる。

仮置場候補地選定の主なポイント

項目	ポイント(留意すべき事項)
所有者	<p>【公有地(グラウンド、公共施設の駐車場、公園等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・条例上等の規制の有無や使用手続き等の確認 <p>【民有地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者への使用条件(賃借料・形状変更の可否等)の確認
使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の他用途(避難所、仮設住宅、自衛隊の野営上等)への利用見込みがない ・長期間の使用ができる
面積・形状・地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・発生推計量に基づいた十分な面積の確保(概ね0.5~2ha程度) ・平坦で、形が整っている土地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 不整形地や間口が狭い土地は、車両の動線確保が困難 ・地盤強度がある(大型車の頻繁な通行に耐えられるか) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 場合によっては、碎石舗装や敷鉄板等での補強も検討
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住家や病院、小学校等に近接する土地は避ける <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 騒音や交通渋滞の発生、薬剤散布等のおそれがある
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活エリアから、近からず、遠からず ・接面道路の幅員が広い ・幹線道路や高速道路に比較的近い(搬出の回転を上げるため)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷やがけ地など、二次災害のおそれがある場所は避ける

仮置場の設置方法別のメリット、デメリット

設置方法	メリット	デメリット
仮置場を市町村内に少数設置	<ul style="list-style-type: none">・ 人員を少数の課置場に集中させることが可能となり、分別指導が徹底できる・ 一定規模の面積があるため、仮置場で分別まで行い搬出することができる	<ul style="list-style-type: none">・ 一定規模の面積を確保する必要がある・ 交通渋滞が発生する可能性がある・ 仮置場に直接搬入できない者への対応が別途必要になる
仮置場を市町村内に比較的多数設置	<ul style="list-style-type: none">・ 住民に身近な地域毎に設置でき、搬入の負担が軽減できる・ 比較的小規模の土地でも仮置場として活用できる	<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の管理に多くの人員が必要・ 分別困難（分別指導が徹底しづらく、分別されない場合、仮置場内が混合廃棄物状態になり、便乗ごみも多く搬入される）・ 一度に大量に搬入されると、すぐに飽和状態となり閉鎖せざるを得ない・ 狭隘道路に面している場合、大型トラックの出入りができず、搬出コストがかさむ・ 別途二次仮置場が必要となる場合がある
ゴミステーション等で収集	<ul style="list-style-type: none">・ 住民に身近な地域毎に設置でき、搬入の負担が軽減できる・ 新たに仮置場を確保する必要がない（既存のゴミステーションを活用する場合）	<ul style="list-style-type: none">・ 生活ごみと同一の排出場所となるため、分別が徹底されにくく、混合廃棄物となる可能性がある・ 収集作業のため、多くの収集運搬車両を確保する必要がある・ 収集が遅れると、道路上に廃棄物が溢れ車両の通行に支障が出るおそれがある・ 別途二次仮置場が必要となる場合がある

仮置場の管理運営に係る対応者と対応内容(例)

対応者	対応内容
○市町村職員	≪仮置場内≫ 受付（被災者であるかどうか、搬入物が災害廃棄物であるかどうかの確認）、分別指導、搬入者とのトラブル対応 等 ≪庁舎内≫ 処理先の確保、域外処理に係る廃掃法上の事務処理手続き、契約事務手続き
○誘導、荷下ろし補助に係る業務委託事業者 ・警備業務等を行う民間事業者 ・シルバー人材センター 等 ○他自治体からの応援職員 ○関係団体 等	搬入車両の誘導、分別指導 等
○仮置場管理運営に係る業務委託事業者 ・地域内の一般廃棄物処理事業者 ・産業源循環協会の会員事業者（支援協定）	仮置場の運営管理、荷下ろし補助、処理先の確保、搬出車両の手配 等
○収集運搬業者 ○処理事業者	廃棄物の収集運搬、廃棄物の処理処分

【ポイント】 役割分担し、職員でしかやれない事に特化して対応

大規模な仮置場になれば、仮置場内に20～30人程度人員が必要（職員だけで対応するのは困難）
業務委託等を含め、外部人材を活用し仮置場の管理運営を行っていく必要がある

仮置場受付時の留意事項（便乗ごみ搬入を防ぐ）

受付方法	メリット	デメリット
市町村窓口で搬入許可書等を発行、当該許可書等を持参した者のみ搬入を受入れる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便乗ごみ搬入を防ぐ効果が期待できる ・ 短時間で受付可能（受付時、許可書を提示してもらいそれを確認するのみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入許可書発行のための、窓口を作る必要あり（別途人員確保必要）
仮置場受付で免許書等で所在地を確認、併せて自宅が被災状況の写真提示を求める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便乗ごみ搬入を防ぐ効果が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付の際、被災者であるかどうか確認の手続きが必要
口頭で被災者かどうか確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間で受付可能（受付時、口頭確認のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭確認のみであり、便乗ごみを搬入される可能性が高い



【ポイント】被災者であるかどうか根拠資料を求め確認する

③の口頭確認だけではどうしても便乗ごみが搬入される可能性が高くなる

仮置場における分別の重要性

搬入時の分別

《スムーズな搬入による交通渋滞の防止》

- ・ 搬入の際、**事前に分別**を行っておくことで、**仮置場内での積み下ろしがスムーズ**になり、搬入車両による**交通渋滞の発生を防止**できる。
 - ・ **片付けごみの搬入が短時間で完了**するため、搬入者（被災者、ボランティア等）にとってもメリットが大きい。
- ⇒ 搬入時点で分別されていると、仮置場内での分別管理が容易となり、災害廃棄物処理全体の迅速化につながる。



仮置場における分別

《搬出の迅速化による継続的な受入体制の構築》

- ・ 仮置場内での分別を徹底することで、処分事業者への迅速な搬出が可能となる。
- ・ スムーズな搬入・搬出のサイクルを構築することで、新たに廃棄物を受け入れる容量が確保でき、継続的な災害廃棄物の受入れが可能となる。

《衛生・安全管理》

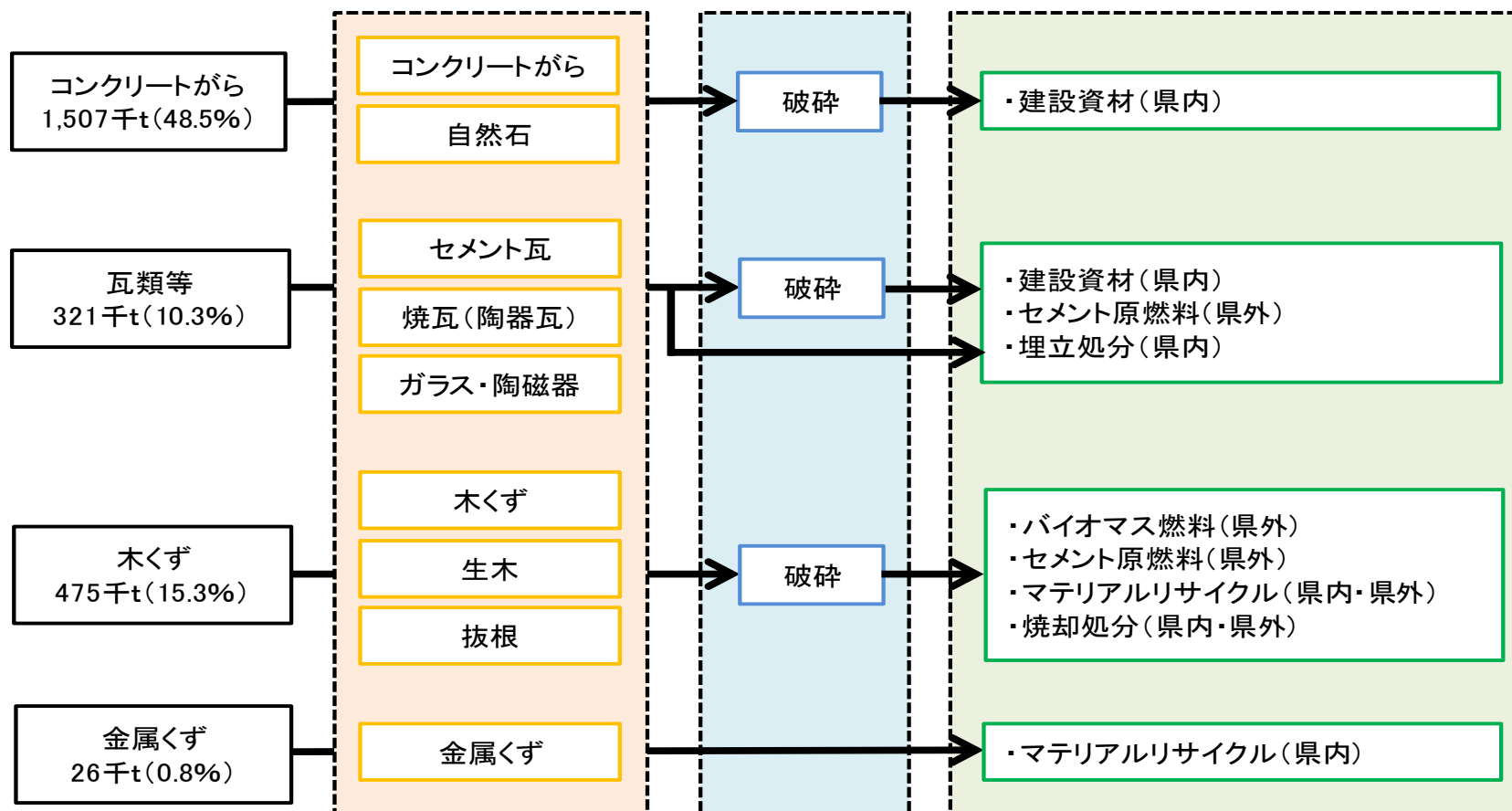
- ・ 分別を徹底することで、腐敗性の高い廃棄物や発火性のある畳や木くずの混入を防ぎ、個別に管理することで、悪臭・害虫・火災が予防できる。

《処理期間の短縮と処分費用の抑制》

- ・ 適切な分別により、リサイクル率が向上し、処理期間の短縮と処分費用の抑制につながる。

なぜ分別が必要（重要）なのか？①

～廃棄物は品目・性状によって処理方法が違う！～



分別することで、品目・性状に合った処理事業者に搬出し処理することができる！

なぜ分別が必要（重要）なのか？② ～住民の方に理解してもらうために～

①分別せずに搬入されたごみ（混合廃棄物）は、分別に多大な時間が必要



②ごみが仮置場（ステーションなどの集積所を含む）に溜まり、パンクする



③仮置場でのごみの受入れができなくなる




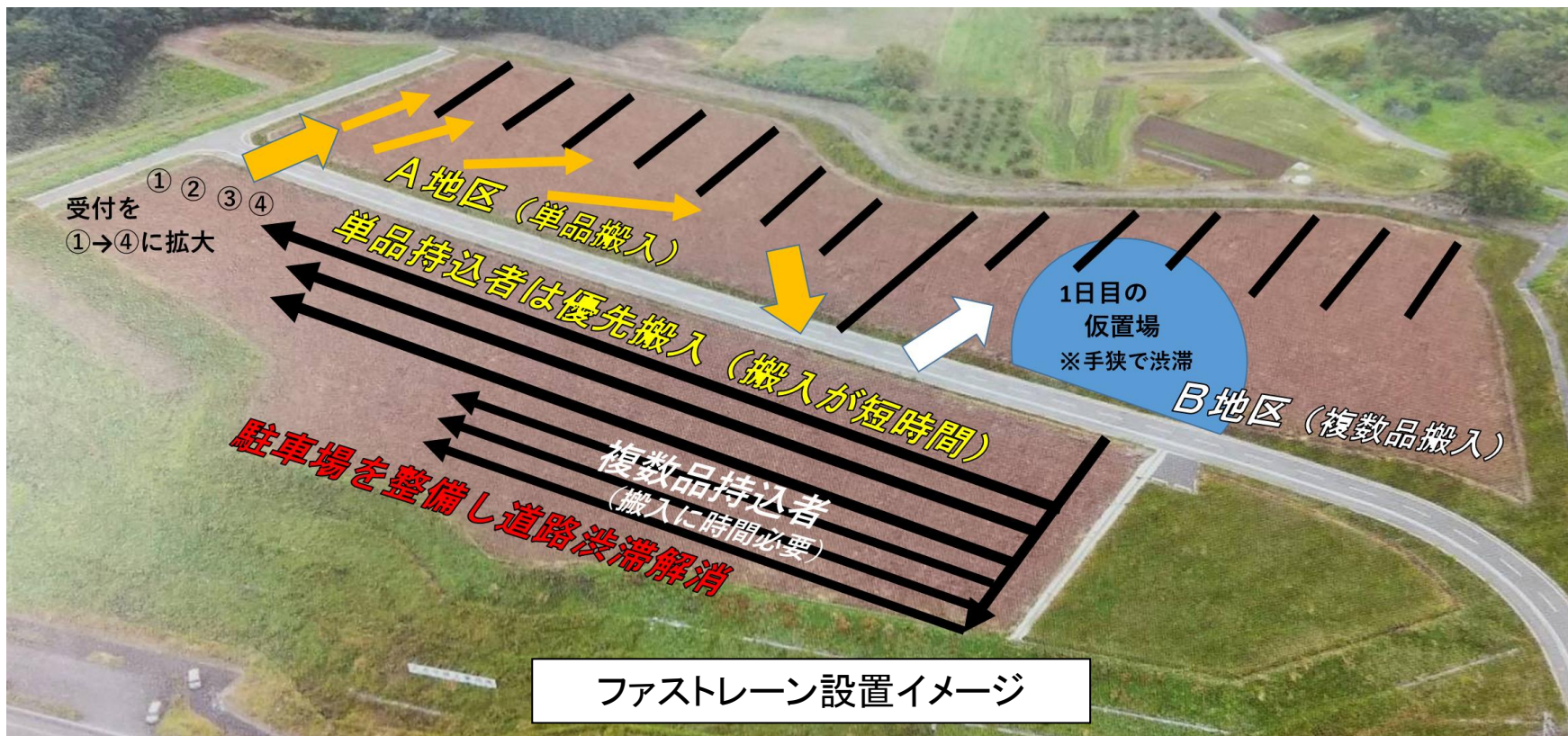
④家の片付けが進まず、復興が進まない

分別は“地域のため、自分のため”に必要！

《ファストレーン(単一品目優先搬入レーン)の設置》

■人吉市では、仮置場開設当初、搬入車両による大規模な交通渋滞が発生、仮置場の一時閉鎖やレイアウトの見直し等が必要となった。

 分別済みの単一品目を優先的に受け入れる「ファストレーン」設置(分別搬入の促進・迅速化)などの運用改善を図り、交通渋滞を解消。



事業者による支援の有無で仮置場の運営に差が出た事例～ 令和元年8月豪雨(佐賀県)～

被害が甚大だったA市、B町ともに、迅速に仮置場を設置・開設し
廃棄物の受け入れを開始

大きな差が生じる結果に

A市(人口約4.9万人)

- ・ 市職員が中心となり、仮置場を運営
- ・ 仮置場が満杯となり、閉鎖と新たな仮置場開設の連鎖
- ・ 仮置場からの搬出が滞り、近隣住民からは苦情

B町(人口約6.7千人)

- ・ 小規模な自治体であるため、自力での運営は困難であったため、事業者支援を要請し、処理事業者が仮置場を運営・管理を支援
- ・ 搬入量が増加したが、搬出をしながら受け入れを継続

A市の仮置場

人力でゴミが平面的に積まれているので、スペースがすぐ無くなる

敷地一杯までゴミを置いている

出入口

搬入車両と搬出車両の動線が重複し、搬出作業をしている時に、搬入できないことも

アタッチメント(つかみ)が付いていない重機

写真提供: 株式会社環境と開発

B町の仮置場

【搬出】ごみを取り囲むように搬出車両の動線を確保することで、搬出作業を行いながら搬入ができ、場内の渋滞防止や事故防止にもつながる
(赤線: 搬入車両、青線: 搬出車両)

重機を使って積み上げながら、平面的なスペースを確保

出入口

【搬入】受付で搬入車両に行き先を指示し、各エリアに搬入される品目を伝えることでスムーズに搬入

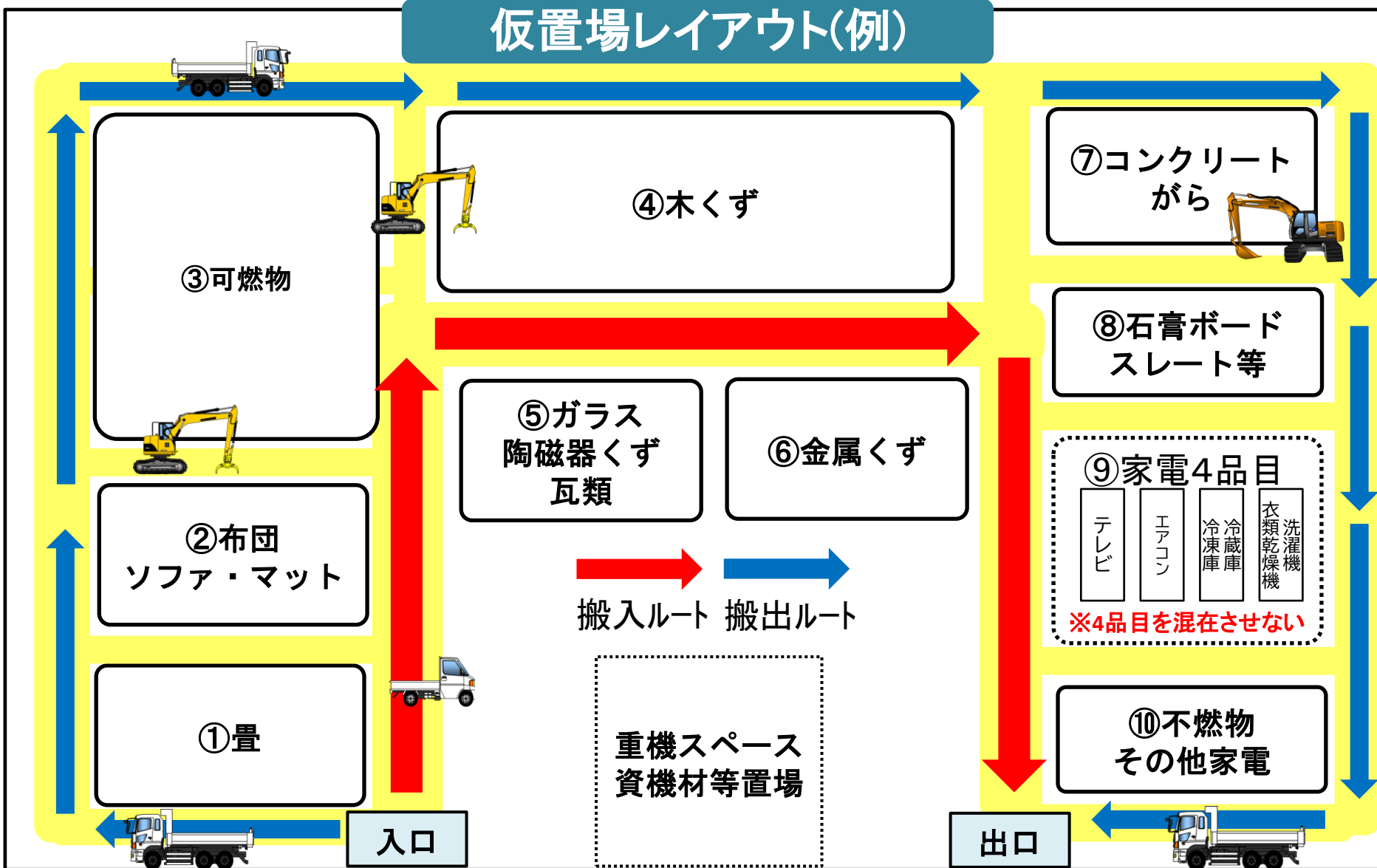
写真提供: 株式会社環境と開発

仮置場管理運営のポイント

- 人員は限られている（災害により膨大な業務量进行处理する必要あり）
- 役割分担を行い「事業者の得意分野は事業者に任せる」「行政は行政がやるべき事に注力する」

事業者へ委託	行政がやるべきこと
<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場内の管理運営・ 仮置場内の交通誘導、積み下ろし補助・ 搬出車両や搬出先の調整	<ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の受付業務（被災者であるかどうかの確認、被災者とのトラブル処理）・ 住民に分別の必要性や仮置場に持ち込む際の留意事項の広報・ 委託契約等の事務・ 廃棄物処理法上の手続き（域外搬出時の受入自治体との調整等）

仮置場レイアウト(例)



受付 荷物確認・荷下先指示

○家電4品目は家電リサイクル法に基づき、それぞれ処理する必要があるため、仮置場内では家電4品目やその他家電を混在させない。
○過去災害では、被災者は重量物を車両に載せた後、軽量物を載せる傾向があるため、荷下ろしのことも踏まえると、軽量物⇒重量物の流れで荷下ろしできるレイアウトを意識する必要がある。

道路

その他、仮置場の管理・運営上の留意事項

- 仮置場内を一方通行とし、入口と出口を分ける
- 注意事項や分別品目ごとの看板を設置するとともに、開設直後はいわゆる「見せごみ」を置いておき、分別を誘導する。
- 作業員の安全管理のため、マスク、手袋、メガネ(アスベスト・粉塵対策)、露出の少ない作業服、底の厚い安全長靴等を着用する。
- 特に高温となる夏季は自然発火が生じやすいことから、以下の点に留意する。

- ・木くず(解体木、生木)や廃プラ等の可燃物は高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下にする
- ・定期的に堆積物の切り返しを行う
- ・蒸気の発生等について、目視による観察を定期的に行う



- 石膏ボードなどのアスベストを含むおそれのある廃棄物が搬入された場合は、フレコンバック等に密閉し飛散防止に努める。

3 その他 留意事項

(1)家電リサイクルの対応

(2)農業廃棄物の対応

(3)補助金の活用

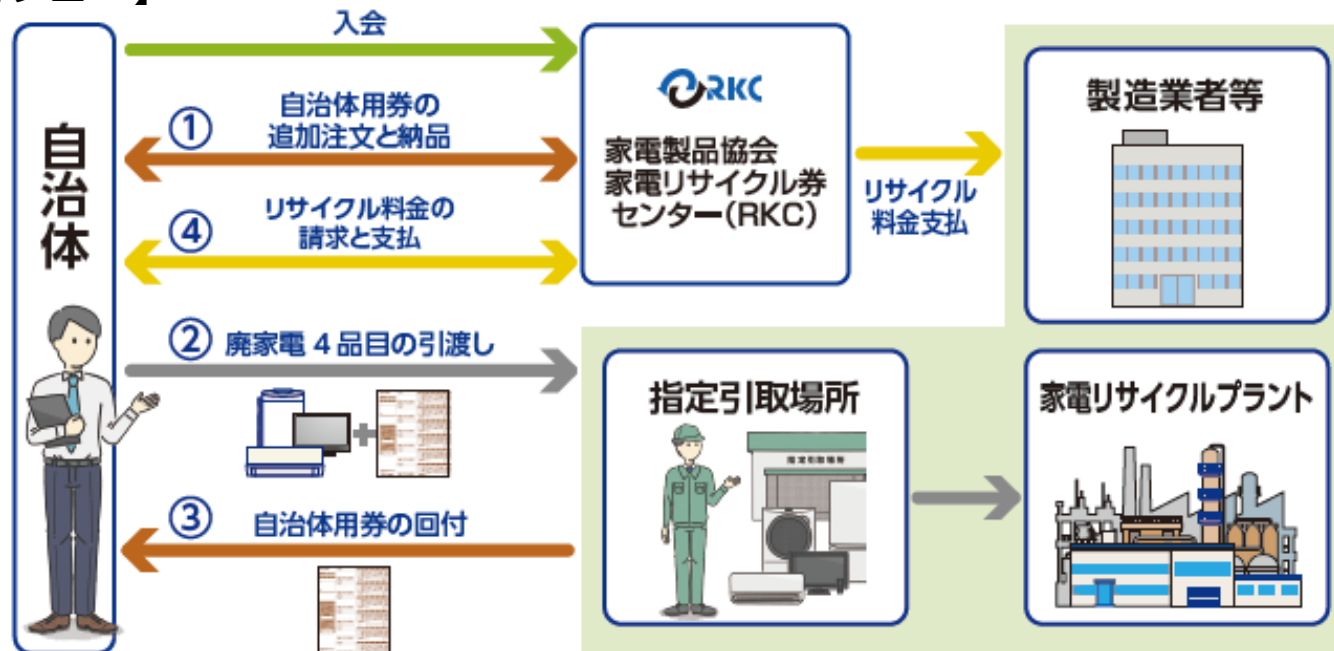
(1)家電リサイクルの対応

家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づく処理が必要になります。

家電4品目の引渡しにあたっては「自治体用家電リサイクル券（※）」を記入・貼付して指定引取場所に引き渡す必要があります。

※自治体がリサイクル対象家電の不法投棄処理や災害廃棄物処理を行う際に使用できる自治体専用の家電リサイクル券で、1部で6台まで記入できる特別なリサイクル券。
(家電リサイクル券センター：0120-31-9640)

【業務フロー】



(2) 農業廃棄物の対応

【基本的な考え】

農地、農業用施設用地の災害廃棄物の処理は管理者が行う

【過去災害での取り扱い】

一方で、農業用ハウス等の倒壊が発生し、これらが長期間放置されると新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるため、市町村が生活環境保全上処理が必要と判断し、これらの農業用ハウス等について、一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合には補助対象となり得る。

※詳細は災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂） P153 問96参照

⇒具体的な補助スキームについては、災害の都度、環境省及び農林水産省から通知が発出されるため、農業廃棄物が発生し、長期間放置されると新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあり、生活環境保全上、市町村で処理をせざるを得ない状況であれば県に当該状況を添えてご相談ください。

(3) 補助金の活用

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇄財務省：1億円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

（出典：災害関係業務事務処理マニュアル（R5.12改定）環境省）

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害	激甚災害	特定非常災害	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	
災害廃棄物処理基金	-	-	-	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率 100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率 100%	
			(2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象	

市町村負担割合

10%

4.3%

2.5%

~2.5%

補助金申請に向けた“発災初動期”の留意点

■災害査定時、支出の根拠・証明になるものが求められる

【行政側】

- ・被害状況や仮置場、購入備品等の写真は必ず撮影しておく必要がある。
⇒発災時にはとりあえずいろんな写真撮っておく
- ・委託事業者に対して支出の根拠・証明になる資料の提出を求める。

【委託業者に求めるもの】

- ・数値の根拠資料（計量伝票や作業日報等）及び当該集計データ
⇒集計データに誤りがないように、突合作業をしっかりと行うように依頼
- ・定期的に作業状況や仮置場全景、設置した仮設備の写真

※委託事業者が準備すべき根拠資料については「災害廃棄物（片付けごみ）対応マニュアル～仮置場を管理する産業廃棄物処理業者の立場から～（R3.9）一般社団法人日本災害対応システムズ」が参考になる。

■写真撮影のポイント

①被害状況

特に水害は水が引くと被害状況が分かり辛い、可能な限り直後の状況を撮影する。

※過去災害では動画を撮影、動画から写真を切り出して対応した事例あり（動画は撮影場所も特定しやすい）

②仮置場

○仮置場開設前の状況

仮置場に廃棄物を入れる前の状況を撮影する（現状回復根拠に不可欠なものになる）

○仮置場で使用するために購入、リースした物、構造物

災害査定時には仮置場が閉鎖されている事が多く、使用実績は写真でしか確認できません

例：チェーン・鎖、敷き鉄板（設置枚数分かるように）、コーン、柵、仮設トイレ 等

③購入した消耗品・備品

納品後速やかに撮影。使用しているところも撮影する。

どこでも使用できる消耗品やリース品など、本当に災害廃棄物処理のために使用したのか証明できるのは写真のみ。

⇒当該写真があることで査定時説明が容易になる

査定官によっては当該事実を証拠書類で確認できない場合は減額査定されることもある

4 災害時支援協定

災害廃棄物処理に係る災害時支援協定

大規模災害で発生した災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるためには、各関係団体との広域的な連携体制の構築など、事前の備えが重要となる。

県では、下記のとおり、県内の関係4団体と、それぞれ災害廃棄物処理に係る支援協定を締結している。

熊本県環境事業団体連合会

- ・仮設トイレの設置
- ・し尿等の収集・運搬



熊本県清掃事業協同組合

- ・一般家庭等の生活ごみ、片付けごみの収集・運搬



熊本県解体工事業協会

- ・危険性、緊急性の高い被災建築物の解体、撤去

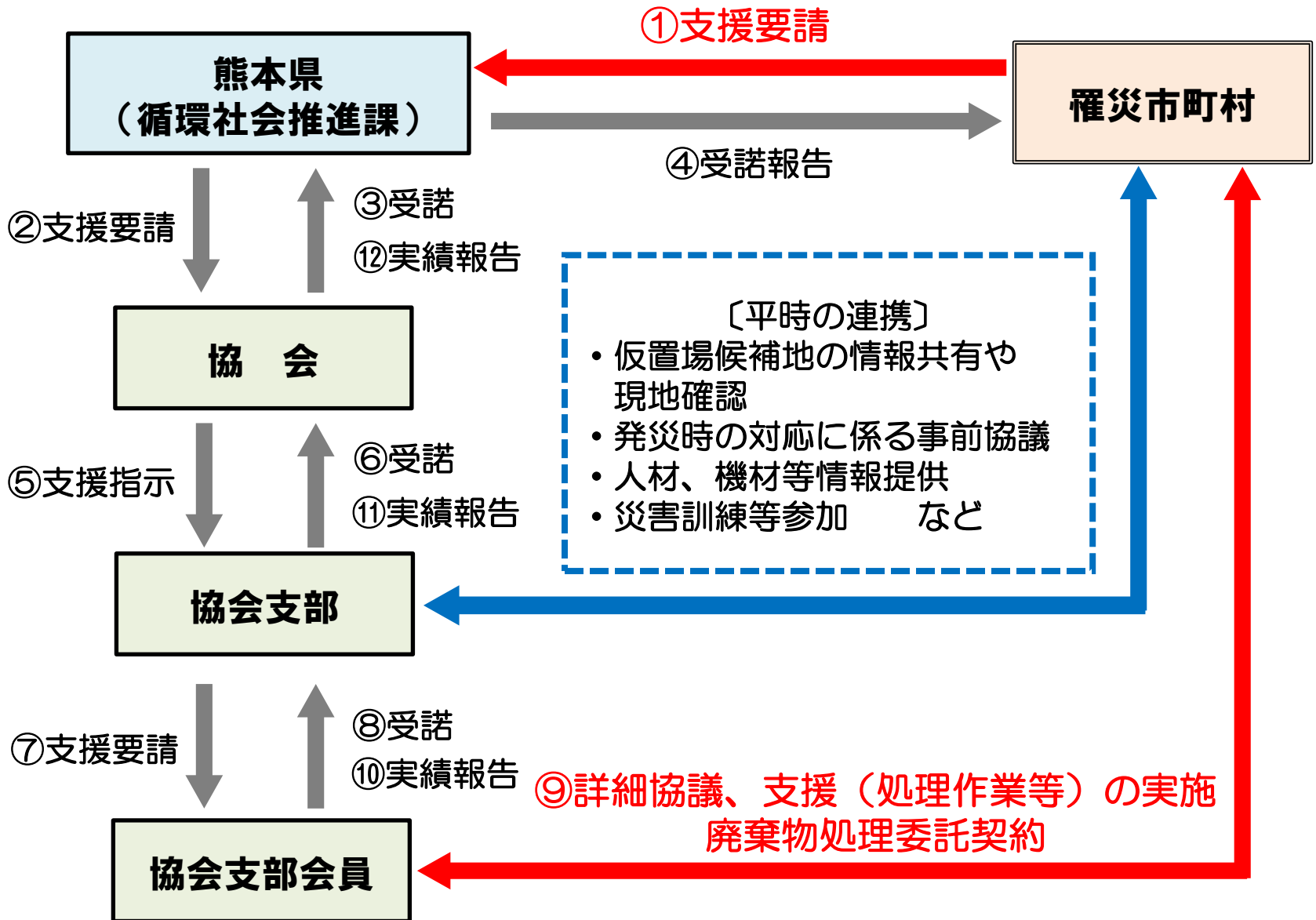


熊本県産業資源循環協会

- ・収集・運搬
- ・処分
- ・仮置場の管理・運営

片付けごみ
解体ごみ

産業資源循環協会との支援協定に係る事務フロー



※他の団体との支援協定についても、ほぼ同様の流れとなる

支援要請書例

■ 支援を要請する場合は、
**要請書をFAX等により、
県循環社会推進課へ送
付してください。**

※FAX等が使用できない
場合は電話連絡でも可

■ 各様式については、配布
済ですが、再度必要な場
合は県循環社会推進課に
御連絡ください。

【連絡先】

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課

TEL : 096-333-2277

FAX : 096-383-7680

様式 1 (第5条、6条、7条関係)

(熊本県環境生活部循環社会推進課宛)
FAX : 096-383-7680

年 月 日

災害廃棄物処理支援に係る要請書

熊本県知事 様

自治体名

災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書第5条に基づき、下記のとおり協力を
要請します

記

市 町 村 名			
支援を要請する場所			
支援要請の内容			
要請期間			
要請人員			
要請する 車 輛 等	種類		
	台数		
要請人員			

担当者及び連絡先	課	係	
	職 職 (電話) (携帯電話)	氏名 氏名	

熊本県産業資源循環協会との平時の連携

■事前に市町村と協会員で情報共有・事前協議(現地確認を含む)を行い、仮置場の候補地やレイアウト、住民への周知内容等について共通認識を持つことで、災害時にもスムーズに対応できる。

<各支部担当区域>

熊本市支部

熊本市全域

宇城支部

宇土市・宇城市・美里町・甲佐町・御船町・嘉島町・益城町・山都町

荒玉支部

玉名市・玉名郡・荒尾市

城北支部

山鹿市・菊池市・合志市・大津町・菊陽町・阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村・大津町

南部支部

八代市・八代郡・水俣市・芦北郡・人吉市・球磨郡

天草支部

天草市・天草郡・上天草市

熊本県災害廃棄物処理計画の改訂について

○ 令和8年3月に熊本県災害廃棄物処理計画^(※)を改訂しました。

【主な改定内容】

- ・国の推計方法見直しに伴い、本県の災害廃棄物発生推計量を見直し
- ・令和7年8月豪雨対応を踏まえ、反省点・改善点を追記

○ 熊本県ホームページに掲載していますので、市町村災害廃棄物処理計画の見直しや災害廃棄物処理に係る平時の備え、発災時の対応等にご活用ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/262015.html>

※熊本県廃棄物処理計画(第6期)第8章「災害廃棄物の処理に関する事項」が熊本県災害廃棄物処理計画として位置づけられています。